

とやま学校働き方改革推進プラン

2024

令和 6 年 4 月

とやま学校多忙化解消推進委員会

目 次

頁

第 1	とやま学校働き方改革推進プランの趣旨	1
第 2	富山県公立学校教員の勤務の状況	3
第 3	富山県公立学校における業務改善推進の取組	6
1	管理職をはじめとする教員の意識改革	
2	効率的・効果的な業務の推進	
3	地域・専門人材の活用による体制整備	
4	部活動の負担軽減と教員の健康管理	
第 4	令和 6 年度 富山県公立学校における 業務改善推進の取組計画	11
	とやま学校多忙化解消推進委員会 名簿	13

第1　とやま学校働き方改革推進プランの趣旨

- 社会の変化に伴い、学校が抱える課題が複雑化、多様化し、教員の長時間勤務の看過できない実態が明らかになっている。教員の多忙化により、児童生徒と向き合う時間、研究修養により資質能力を高める時間が不足し、教員がその使命と職責を十分に全うできなくなる状況が生じている。
- 本県では、平成18年度から平成30年度まで、毎年3回、富山県教育委員会（以下「県教育委員会」という。）及び市町村教育委員会、小・中学校、高等学校、職員団体の代表者から成る「とやま学校多忙化解消推進会議」を開催し、ここでの協議をもとに、毎年、「とやま学校多忙化解消の推進方針」をまとめ、これに基づき、各教育委員会や各学校において業務改善など働き方改革を進めてきた。
- また、国においては、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和46年法律第77号）の一部を改正し、同法第7条第1項の規定に基づき、文部科学大臣は、公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の服務を監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針（以下「指針」という。）を定めた。
- この指針の定めるところにより、県教育委員会および市町村教育委員会は、その所管に属する学校の教育職員の在校等時間の上限等に関する方針（以下「上限方針」という。）の策定が求められた。
- 県教育委員会では、上限方針を策定するにあたり「とやま学校多忙化解消推進委員会（以下「委員会」という。）」を設置した。委員会では、幅広く各方面の関係者から基本的な考え方を議論いただき、県教育委員会と市町村教育委員会が策定する上限方針の方向性が示されるとともに、教員の多忙化解消・働き方改革の基本的な考え方について、検討されてきた。
- 「とやま学校働き方改革推進プラン（以下「推進プラン」という。）」は、委員会での議論を踏まえ、平成30年度までの「とやま学校多忙化解消の推進方針」の理念を継承しつつ、富山県公立学校教職員の勤務状況や、上限方針に基づき各教育委員会、各学校において取り組むべきこと、取組の実施状況などを幅広くまとめたものとして、同推進方針を発展的に改定し、各教育委員会と学校における、働き方改革の手引きとするものである。
- 各教育委員会および各学校は、推進プランで示された具体的な取組を進め、上限方針で示された上限時間の順守に向けて働き方改革に努めていくものとする。

具体的な取組の柱

(1) 管理職をはじめとする教職員の意識改革

各学校の管理職や、教職員の服務監督を行う教育委員会においては、勤務時間を適切に把握・管理する責務があるが、「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（給特法）」の存在も相まって、教職員の勤務時間を管理するという意識が希薄であった。また教職員においても、その使命感から「子どものためであれば長時間勤務もよし」とする働き方を行ってきた。そのような勤務時間管理や働き方について、管理職をはじめとする教職員の意識を変えていく必要がある。

(2) 効率的・効果的な業務の推進

学校や教職員は、「子どものために」という強い使命感と責任感から、児童生徒に関わるあらゆる業務を自らの業務と見なして、結果的に業務の範囲を拡大し続けてきた。現在、学校や教職員が担っている業務について、その教育的な効果や必要性を個別具体的に洗い出し、どこまでが学校や教職員が担うべき仕事なのかを整理した上で、業務を大幅に見直していく必要がある。

(3) 地域・専門人材の活用による体制整備

学校や教職員が必ずしも担う必要のない業務については、家庭や地域の人々とともに子どもを育てていくという視点に立ち、専門性を持つ多様な人材や地域住民等に業務を委託していく必要がある。

また、学校の働き方改革には地域や保護者の協力が必要であり、学校に対する過剰な期待、要請を見直してもらうため、学校の働き方改革を広く周知・啓発していく必要がある。

(4) 部活動の負担軽減と教職員の健康管理

部活動は子どもの可能性を伸ばし、人間形成や社会性を育む活動であるが、教職員への負担が大きく、また時間外勤務の大きな要因となっている。部活動を担う主体や運営方法など、部活動の在り方を見直していく必要がある。

また、長時間勤務や児童生徒、保護者への対応、職場の人間関係等様々な原因により、教職員が精神疾患等を患うことがある。教職員が心身ともに健康を維持して教育活動を行うことができるように、学校における労働安全衛生管理体制を整備する必要がある。

第2 富山県公立学校教員の勤務の状況

令和3年度(4月～3月)、令和4年度(4月～3月)、令和5年度(4月～12月)

【県及び市町村教育委員会における勤務時間把握方法 R5.12.1現在】

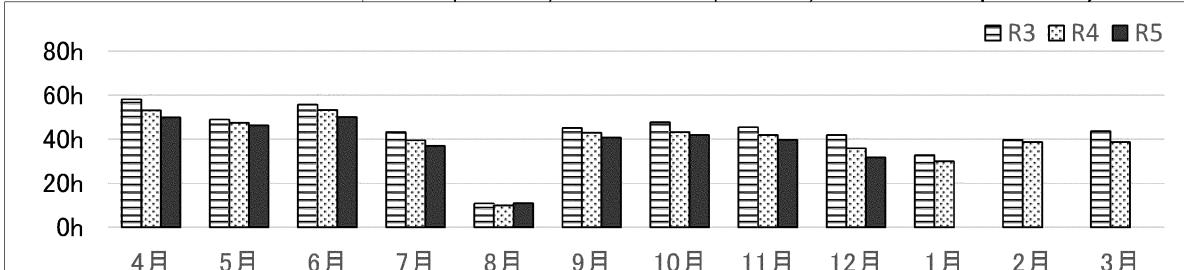
- ・タイムカード … 4団体
- ・パソコンをログインアウトしたときの自動記録… 9団体
- ・タイムレコーダー、ICカード… 2団体
- ・校務支援システムへの自己申告… 1団体

※各市町村教育委員会における実施方法、開始時期は異なる

1. 時間外勤務時間の月平均時数(時間/月)

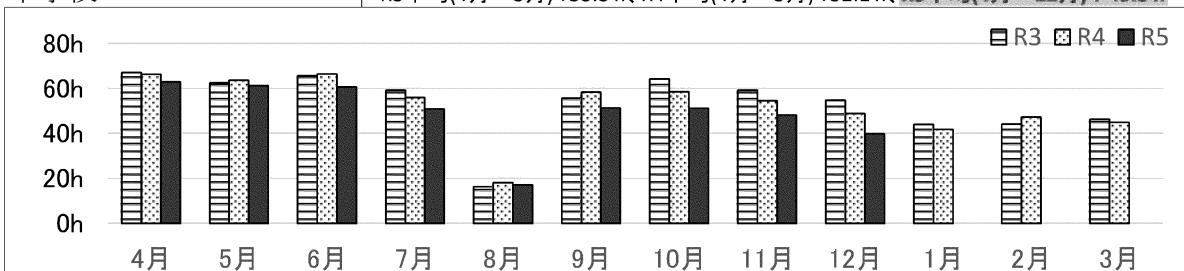
小学校

R3平均(4月～3月) : 42.7h、R4平均(4月～3月) : 39.5h、R5平均(4月～12月) : 38.7h



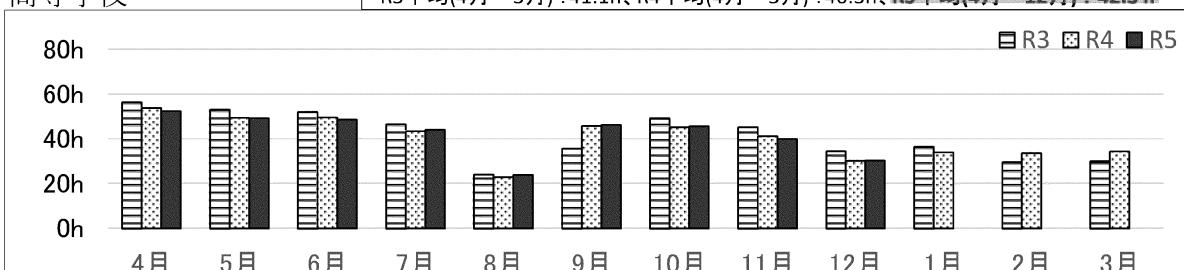
中学校

R3平均(4月～3月) : 53.3h、R4平均(4月～3月) : 52.1h、R5平均(4月～12月) : 49.3h



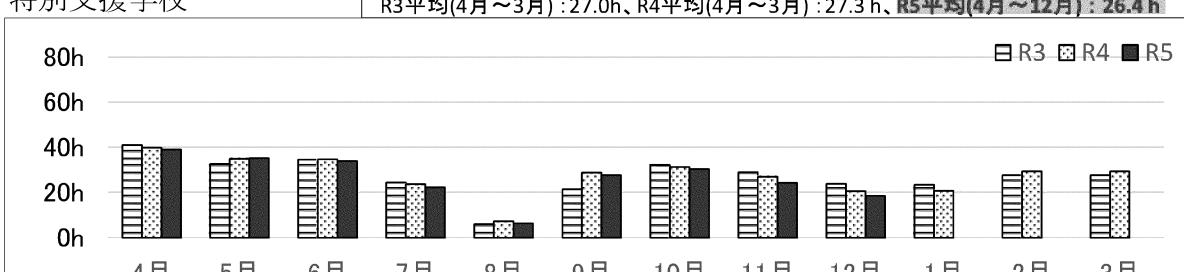
高等学校

R3平均(4月～3月) : 41.1h、R4平均(4月～3月) : 40.3h、R5平均(4月～12月) : 42.3h



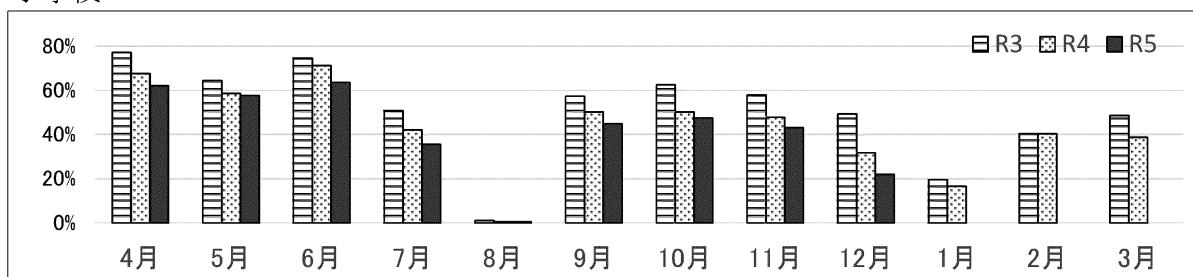
特別支援学校

R3平均(4月～3月) : 27.0h、R4平均(4月～3月) : 27.3h、R5平均(4月～12月) : 26.4h

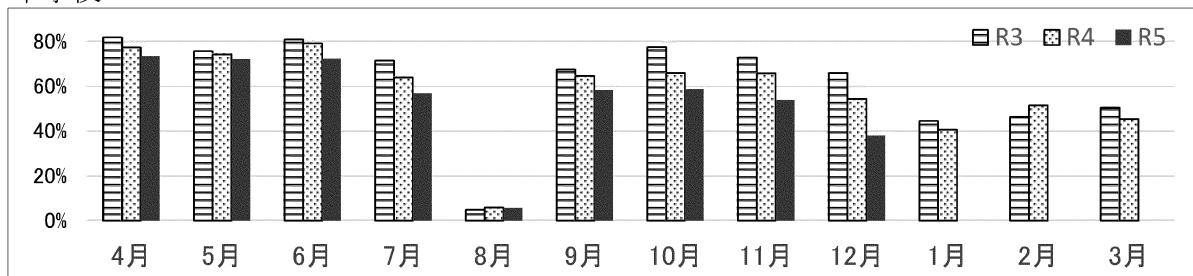


2. 時間外勤務時間が45時間以上の割合(%)

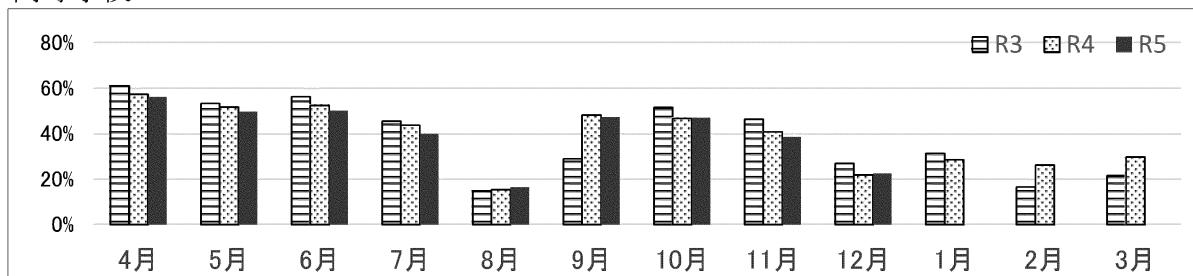
小学校



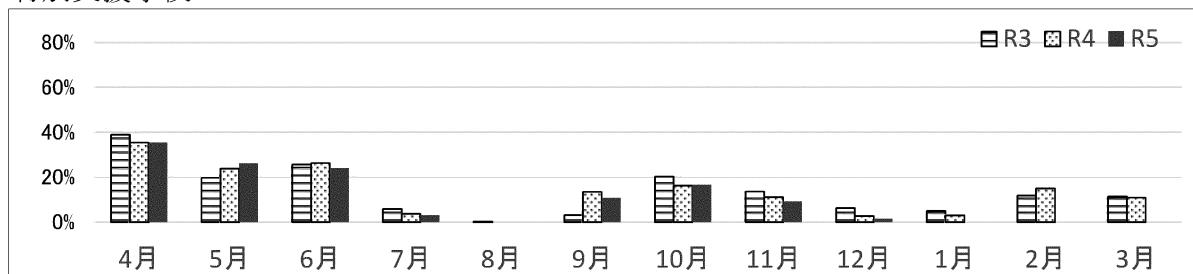
中学校



高等学校

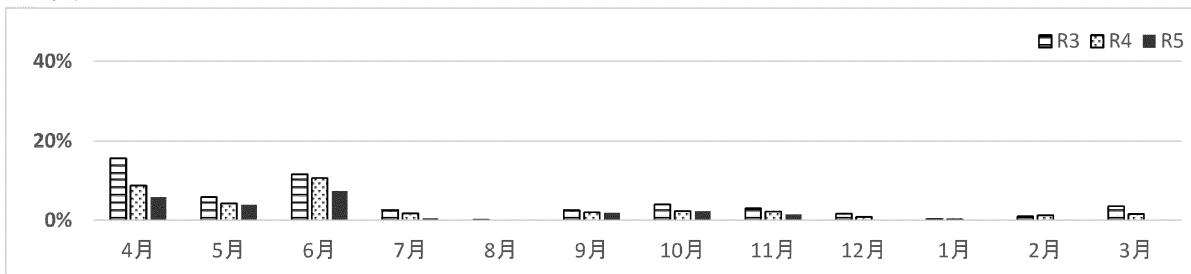


特別支援学校

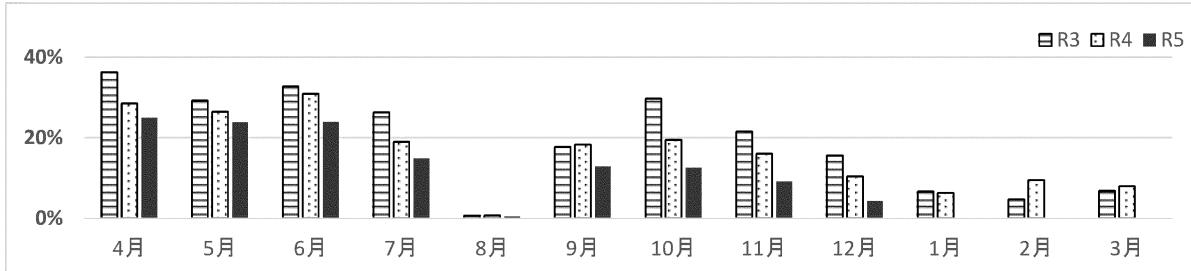


3. 時間外勤務時間が80時間以上の割合(%)

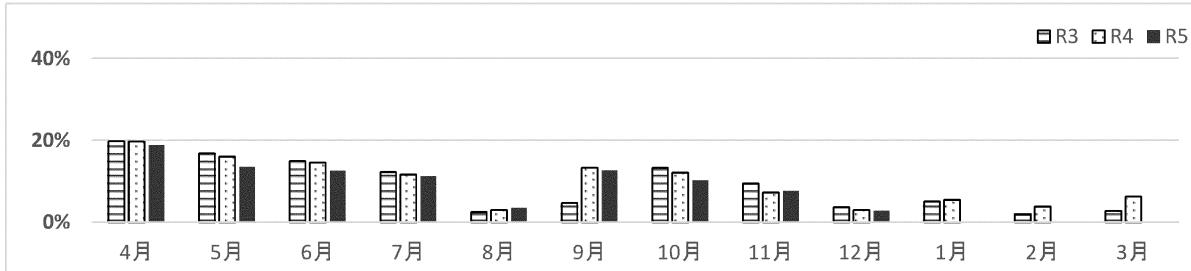
小学校



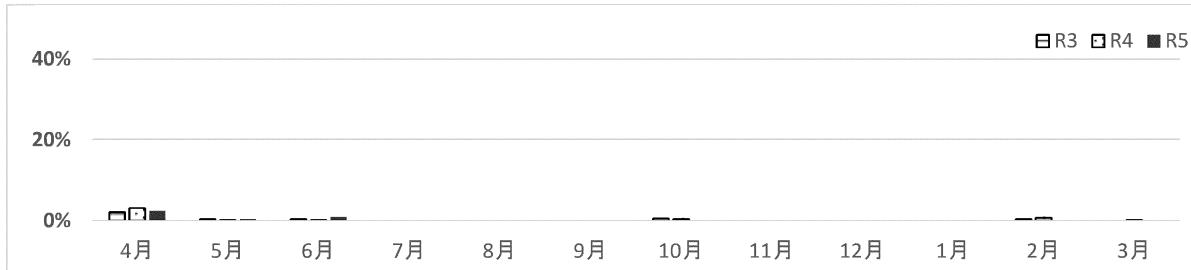
中学校



高等学校



特別支援学校



3. 現状と今後の課題

【現状】

- ・全体的に、時間外勤務時間の月平均時間（年間）及び割合は減少傾向
- ・特に多忙な時期である年度当初においても、時間外勤務時間の月平均時間及び割合は減少している

【課題】

- ・学校行事等、教育活動が活発になる月においては減少幅が鈍化、もしくは微増している
- ・長時間勤務者の割合は減少傾向にあるが、一部、長時間勤務が常態化している教員もいる
- ・学校・校種・地域等の特性によって業務改善の進捗には幅が生じている

【時間外勤務の主な従事業務】

- ・小学校：分掌業務、授業準備
- ・中学校：部活動指導、分掌業務
- ・高等学校：部活動指導、分掌業務、授業準備
- ・特別支援学校：授業準備、分掌業務

第3 富山県公立学校における業務改善推進の取組

1 管理職をはじめとする教職員の意識改革

(1) 適正な勤務時間の設定と働き方改革に関する研修

[教育委員会の取組]

- ① 教職員の勤務実態を、ICカード、タイムカード、パソコンの使用時間の記録等による客観的な方法で把握できる体制を整備する。
- ② 勤務時間以外にやむを得ず「超勤4項目」以外の業務を命ずる場合に、勤務時間の割り振り変更を適切に行うことができる体制を整備する。
- ③ 条例に基づく「週休日の振替」を行うことのできる期間を、長期休業期間にかかるように措置する。
- ④ 管理職及び管理職以外の教員等に対して、働き方改革に関する研修を実施する。
- ⑤ 学校ごとの実情に応じた日程で、学校閉庁日及びノー残業デーを設定する。

[学校の取組]

- ① 教職員の在校等時間を、校外や土日、祝日などにおける校務についても、できる限り客観的な方法により日々把握する。
- ② 把握した時間を公文書として、その管理及び保存を適切に行う。
- ③ 教職員の勤務時間の管理に際し、事前に週ごとや月ごとの業務量を見越して勤務計画を立て、事後の勤務時間の把握と比較して勤務実態を把握する。
- ④ 勤務時間以外や週休日に業務を命ずる場合は、勤務時間の割り振り変更や週休日の振替を適正に行うなどの措置を講じる。
- ⑤ 学校閉庁日及びノー残業デーを実施する。
- ⑥ 児童生徒等の登下校の時間設定について、教職員の勤務時間を考慮した時間設定を行う。

(2) 評価等における働き方改革の位置付けの明確化

[教育委員会の取組]

- ① 教職員の人事評価において、業務改善や働き方に関する視点を取り入れ、教職員が自身の働き方を自己点検できるようにする。
- ② 働き方改革の取組について、毎年度実施する教育委員会の自己点検・評価の中で取り上げる。

[学校の取組]

- ① 年ごとに策定する教育計画や学校管理指導計画等に、教職員の働き方に関する視点を取り入れる。
- ② 学校の自己評価に、業務改善や教師等の働き方に関する項目を位置付ける。

2 効率的・効果的な業務の推進

(1) 方針・計画等の策定

[教育委員会の取組]

- ① 所管の学校の働き方改革又は業務改善に関して、時間外勤務の縮減に向けた業務改善方針や計画等を策定する。
- ② とやま学校多忙化解消推進委員会を継続設置し、同会議において学校における業務改善の取組に係るフォローアップを実施する。
- ③ 業務改善の取組についてP D C Aサイクルを構築し、業務改善の具体的な取組方法を毎年見直す。
- ④ 各学校に作成を求めている計画等を網羅的に把握し、計画の整理・合理化を推進する。
- ⑤ 働き方改革推進校を指定し、現場主導の働き方改革の推進・効果的な取組みの横展開を図る。
- ⑥ 各校種の若手～中堅教員が働き方改革及び業務改善について今後期待すること等自由に意見を述べる機会（WG）を設け、施策や取組に生かす。

[学校の取組]

- ① 教育課程の編成・実施について、教師の働き方に配慮し、児童生徒等の実態や各学校の指導体制を踏まえて、適切な年間授業計画を編成する。
- ② 校内において、業務改善のためのWGや研修会等、若手～中堅教員をはじめとした多様な意見を吸い上げ、具体化することのできる体制の整備に努める。

(2) 業務の適正化

[教育委員会の取組]

- ① 少人数教育推進のための定数措置を順次進める。
- ② 学習評価、成績処理、保健管理、学籍管理等における統合型校務支援システム等の導入や、授業準備や採点業務等におけるI C T活用による教材や資料等の共有化と業務の分散化、各種様式の簡素化・統一化・ペーパレス化等の業務効率化を進める。
- ③ 1人1台端末等I C T機器のさらなる利活用を進めるため、情報通信技術支援員を派遣し、県立学校におけるICT教育への支援体制の強化を図る。
- ④ 保護者等からの過剰な苦情や不当な要求に対する教育委員会における支援体制の構築について、対応マニュアル・手引き等の作成・周知をする。
- ⑤ 研修の精選、報告書等の簡素化、オンラインなどの研修形態、研修時期の適正化等を図る。
- ⑥ 長期休業期間中の業務としての研修等の精選を行う。
- ⑦ 学校における研究事業について、必要性についての精査・精選、研究テーマの精選や報告書の形式を含めた成果発表の在り方の見直しを進める。

[学校の取組]

- ① 授業準備について、ＩＣＴを活用して教材や指導案の共有化を図る。
- ② 学校行事等について、児童生徒等にとって本当に必要かどうか、学校が担うべきものかどうかの視点で、行事等の精選や内容の見直し、準備の簡素化、地域行事との合同開催などを進める。
- ③ 学校行事等の準備・運営について、従来学校行事とされてきた活動のうち、教科等の年間指導計画に基づき、教科等の指導と位置付けることが適切なものについて、当該教科等の授業時数に含める。

(3) 学校の業務の管理・調整のための体制整備

[教育委員会の取組]

- ① 働き方改革の推進や業務の適正化を図るため、総合教育会議等を通じて、首長や首長部局等とも共通理解を深める。
- ② 学校に対して新たな業務を付加する場合には、スクラップ・アンド・ビルドを原則とし、その調整を図る組織や体制を整備する。
- ③ 共同学校事務室を設置するなど、学校事務の共同実施を行う。
- ④ 教育委員会等から学校に向けた調査・統計業務を削減する。
- ⑤ 勤務時間外における保護者や外部からの問い合わせ等に備えた留守番電話の設置やメールによる連絡対応の体制を整備する。
- ⑥ 給食費の徴収・管理は、地方公共団体や教育委員会で対応する。
- ⑦ 給食費以外の学校徴収金の徴収・管理は、教員以外が行うなど、教職員が関与しない方法で対応する。
- ⑧ 高等学校等就学支援金の申請・審査をはじめ、授業料等に係る業務のペーパレス化を進める。

[学校の取組]

- ① 学校における調査・統計への回答等については、教育課程の編成・実施や生徒指導など教員の専門性に関わる調査等を除き、教員以外の者が回答するよう担当を見直す。
- ② 校務分掌の在り方の見直し等により、教員間の業務の偏りを平準化する。

3 地域・専門人材の活用による体制整備

(1) 地域・社会への協力依頼

[教育委員会の取組]

- ① 保護者や地域・社会、企業等に対して、学校の働き方改革への理解や協力を求める取組を実施する。
- ② 学校への作品募集等に加え、後援名義の使用許可に際して、教職員の負担軽減に配意するよう、主催団体に周知・依頼する。
- ③ 登下校や放課後から夜間等における見回り、児童生徒が補導された時の対応は、教育委員会、保護者、地域人材等の学校以外の主体が中心に対応する体制を整備する。
- ④ 地域人材等との連絡調整は、窓口となる学校職員が直接行うのではなく、社会教育法第9条の7で規定される地域学校協働活動推進員等の学校以外の主体が中心的に行うよう、教育委員会等において必要な取組を実施する。
- ⑤ 給食時は、栄養教諭等と連携するほか、地域人材の協力を得る。
- ⑥ 授業の準備や後片付け、作品展示、環境整備、また学習評価や成績処理の補助等について、サポート・スタッフをはじめとした外部人材の活用を進める。
- ⑦ 進路指導のうち、就職先の情報収集等について、キャリア教育アドバイザーや就労コーディネーターなどの外部人材等の活用を進める。
- ⑧ 支援が必要な児童生徒等・家庭への対応について、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、特別支援教育等の専門人材、日本語指導ができる支援員等の専門的な人材等の活用を進める。
- ⑨ 保護者等からの過剰な苦情や不当な要求に対する教育委員会における支援体制の構築について、法的観点から指導・助言を行うスクールロイヤーの活用を進める。
- ⑩ 各学校に人材を配置するための人材バンクの整備や人材募集を教育委員会において一元的に行う。
- ⑪ 県内大学等と連携して、英語学習パートナーや観察実験アシスタントの派遣等、大学生の活用を進める。

[学校の取組]

- ① 保護者や地域に対して、学校の働き方改革への理解や協力を求める取組を実施する。
- ② 学校行事等の準備・運営について、地域人材や教員OBの協力を得たり、外部委託を図ったりするなど、負担軽減を図る。
- ③ PTAとの連携を図り、必ずしも教員が担う必要のない業務等への協力を要請する。

4 部活動の負担軽減と教職員の健康管理

(1) 部活動の負担軽減

[教育委員会の取組]

- ① 複数の学校による合同部活動や、体育・スポーツ協会、総合型地域スポーツクラブ等の地域のスポーツ・文化団体、社会教育施設等との連携等を推進する。
- ② 学校体育連盟・文化団体等に対し、関与する大会・コンクール日程の把握・公表及び日程見直しを要請する。
- ③ 部活動指導について、部活動指導員をはじめとした外部人材の活用を図る。

[学校の取組]

- ① 複数の学校による合同部活動を設置する場合は、教員の負担増とならないよう配慮する。
- ② 体育・スポーツ協会、総合型地域スポーツクラブ等の地域のスポーツ・文化団体、社会教育施設等と積極的に連携する。
- ③ 県及び市町村教育委員会が策定した部活動方針の実効性を担保するため、各学校における部活動に係る活動方針の策定、ホームページ等での公表、校長による活動計画や活動実績の確認を行う。
- ④ 設置する部活動や担当する教職員の数について、学校の実情に応じ、生徒や教職員の数、部活動指導員の活用状況等を考慮して適正化する。

(2) 教職員の健康管理

[教育委員会の取組]

- ① すべての学校において、労働安全衛生管理体制の整備を引き続き求める。
- ② ストレスチェックについて、全ての学校において適切に実施されるよう必要な措置を図る。
- ③ すべての学校に健康管理医を置き、学校の教職員の健康管理を行う。

[学校の取組]

- ① 職員の衛生に係る技術的事項を管理する衛生管理者等を置き、学校衛生委員会を開催し、教職員の健康障害を防止するための基本となるべき対策等について調査審議する。
- ② すべての教職員について、ストレスチェックを適切に実施する。
- ③ 労働時間が一定時間を超えた者や高ストレス状態にある者等に対して、医師による面接指導を勧奨する。
- ④ 定期健康診断の結果に基づき、健康に異常が認められた者に対して、精密検査や必要な診察を受けるよう勧奨する等の措置をとる。

第4 令和6年度 富山県公立学校における業務改善推進の取組計画

取組の柱	取組の方向性	主な取組 (○教育委員会 ●学校)	令和6年度の取組計画
1 管理職をはじめとする教職員の意識改革	(1) 適正な勤務時間の設定と働き方改革に関する研修	<ul style="list-style-type: none"> ○客観的な方法による教職員の勤務実態把握の体制整備 ○働き方改革に関する研修の実施 ○学校ごとの実情に応じた学校閉庁日及びノーカンクールの設定 ○特別休暇の拡充 ○勤務時間以外に業務を命ずる場合の勤務時間の割り振り変更体制の整備 ○「週休日の振替」を行う期間を、長期休業期間にかかるよう措置 ●校外や土日、祝日などにおける教職員の在校等時間の把握 ●公文書として、とりまとめた教職員の在校等時間の管理及び保存の適切化 ●教職員の勤務計画と勤務時間の比較による勤務実態の把握 ●勤務時間の割り振り変更や週休日の振替の適正実施 ●学校閉庁日及びノーカンクールの実施 ●教職員の勤務時間を考慮した児童生徒等の登下校の時間設定 	<ul style="list-style-type: none"> ○パソコンのログインアウト時刻の自動記録による客観的な把握 ○出退勤管理システムの改良による勤務時間のリアルタイム把握を試行 ○働き方改革に係る管理職（教頭向け）研修の実施 ○県立学校一斉のノーカンクールの設定・実施 <p>【近年拡充された特別休暇】 R4.1～ 不妊治療のための休暇の創設 R3.1～ 男性職員の育児参加休暇・妻の出産休暇・妊娠障害休暇等の拡充</p> <ul style="list-style-type: none"> ●校外等での業務時間は、教職員が手入力で修正し、管理職が確認 ●管理職が教員個々の勤務状況を確認し、毎月県に報告 ●時間外が長時間に及ぶ教職員に対して、管理職が随時面接（時間外勤務が80時間を超える教諭への個別対応に重点） ●管理職が対象教員に声かけするなど、適切な管理を実施 ●全県立学校で学校閉庁日を設定 ●地域の実情等も踏まえ、各学校で適切に設定
	(2) 評価等における働き方改革の位置付けの明確化	<ul style="list-style-type: none"> ○教育委員会の自己点検・評価における働き方改革の位置付け ●教育計画や学校経営計画等への教職員の働き方に関する視点の導入 ●学校の自己評価への業務改善や働き方に関する項目の位置付け 	<ul style="list-style-type: none"> ○「教育委員会の事務の点検及び評価結果報告書」における多忙化解消の取組についての評価の掲載 ●学校管理指導計画へ視点の導入（R3～）
2 効率的・効果的な業務の推進	(1) 方針・計画等の策定	<ul style="list-style-type: none"> ○時間外勤務の縮減に向けた業務改善方針や計画等の策定 ○とやま学校多忙化解消推進委員会の継続設置と業務改善へのフォローアップ、取組の検証 ○業務改善の取組についてのPDCAサイクルの構築と具体的な取組方法の見直し ○各学校の作成する計画等の網羅的把握と整理・合理化の推進 ○働き方改革推進校の指定及び業務改革の取組 ○●若手～中堅教員を中心とした自由な意見交換の場の設定 ●教職員の働き方に配慮した適切な年間授業計画の編成 	<ul style="list-style-type: none"> ○「とやま学校働き方改革推進プラン2024」の策定 <p>P：「富山県公立学校における業務改善の推進の取組み」 D：教育委員会と各学校の取組み C：とやま学校多忙化解消推進委員会によるフォローアップ A：翌年度への取組の改善</p> <p>○「管理指導計画」において、学校ごとの教育計画等を把握</p> <p>○働き方改革推進校を核とした業務量の見える化と標準化、および業務改善のアイディアを吸い上げ具現化しやすい校内体制づくりの推進</p> <p>○各校種の若手～中堅教員が働き方改革及び業務改善について自由に意見交換し、今後の取組につなげるためのWGの設置</p> <p>○業務改善のためのWGや研修会等、若手～中堅教員をはじめとした多様な意見を吸い上げ、具体化することのできる体制の整備</p> <p>●各学校において、実情に応じた年間指導計画を作成</p>
	(2) 業務の適正化	<ul style="list-style-type: none"> ○少人数教育推進のための定数措置 ○統合型校務支援システム等によるICTを活用した教材や資料等の共有化、業務の分散化、様式の簡素化・統一化・ペーパレス化等の業務効率化 ○過剰な苦情や不当な要求に対する対応マニュアル・手引き等の作成・周知 ○研修の精選、報告書等の簡素化、オンラインなどの研修形態、研修時期の適正化 ○長期休業期間中における研修等の精選 ○学校における研究事業の精査・精選、成果発表の在り方の見直し ●ICTを活用した教材や指導案の共有化 ●行事等の精選や内容の見直し、準備の簡素化、地域行事との合同開催の推進 ●学校行事等の積極的な当該教科等の授業時数化 	<ul style="list-style-type: none"> ○国の法改正より1年先行し、小学校5、6年生での35人学級を実施、教科担任制を見据えた専科教員の拡充配置 ○教務・保健・学籍・進路・事務など、広く校務を実施するための機能を有する、統合型校務支援システムの導入（R4～） ○オンデマンドで、教員が学校または自宅で研修を受けることができる、研修受講申請管理システムの導入 ○新型コロナウイルスや大雪等の災害時に備え、自宅等から適時メール発出できる、教育安全メールシステムの導入（R4～） ○教育DX推進施策の総合調整のため、外部から教育CIO・CDO補佐、アドバイザーを招致し、富山県教育DX推進会議を設置・運営（R3～） ○全県立高校へのデジタル採点ソフトの試験導入 ○学校 ⇄ 県教委間における申請・報告／通知・承認のプロセスのデジタル化 ○県立学校におけるICT教育支援体制強化のため、GIGAスクール運営支援センターを設置（R4～）するとともに、情報通信技術支援員との連携により円滑な支援を実施 ○情報通信技術支援員の派遣及びICTを活用した授業実践のための教員研修の実施（小中学校は令和2年度から実施） (県立学校は令和5年度より年度当初から派遣) 公立学校におけるICT教育支援体制強化のため、GIGAスクール推進協議会を設置（R5～） 1人1台端末を活用した授業例や、指導参考資料を掲載した「教員応援サイト」ホームページの充実 ○対応マニュアルの作成を検討 ○研修の目的に応じたオンラインの活用 ○研修の内容精選による時間短縮 保健主事研修会、給食主任研修会等 ○教育センターでの初任者研修の時間短縮（課業中は、研修開始時刻を14:00とする） ○富山県高等学校教育課程講習会について、教科別部会は実施せず、総則等部会のみ実施 ○新規の県事業に関して、計画書及び報告書をA4で1枚程度に簡素化 ●児童生徒および教員に1人1台端末を整備、各教科での実践事例の共有化 ●学校行事等の見直し実施、校時の運用の見直し、工夫 ●学校行事を精選し、授業時数を確保
	(3) 学校の業務の管理・調整のための体制整備	<ul style="list-style-type: none"> ○働き方改革の推進や業務の適正化のための首長や首長部局等との共通理解 ○学校に対して新たな業務を付加する場合の調整を図る組織や体制の整備 ○教育委員会が学校に課している業務の見直しをとやま学校多忙化解消推進委員会で報告 ○県教育委員会が実施する調査・照会等について、その必要性を再検討し、見直すと共に、学校からの改善意見についても募集 ○学校事務の共同実施 ○教育委員会等から学校に向けた調査・統計業務の削減 	<ul style="list-style-type: none"> ○第3期教育振興基本計画に基づき、総合教育会議等で教員の働き方改革について協議 <p>【これまでに見直しを行った業務等】 ○とやま科学オリンピックにおける小学校部門の廃止、中学校・高校部門の内容見直しや教員OBの活用等による作問委員数の縮減、電子申請による参加申込み、作問委員の年次研修の軽減（R3～） ○永年勤続教職員等表彰の関係書類の作成の負担軽減（R3～） ○「みんなでチャレンジ3015」の達成率調査及び、スポーツテストの調査結果、生活習慣等調査報告の簡略化 ○県立特別支援学校の就職状況調査の縮減 等</p> <p>○総合教育センターに共同事務を設置し、各校で共通の事務の実施 ○実施する調査・照会等回数の削減、オンライン化の検討</p>

取組の柱	取組の方向性	主な取組（○教育委員会 ●学校）	令和6年度の取組計画
2 効率的・効果的な業務の推進	(3) 学校の業務の管理・調整のための体制整備	<ul style="list-style-type: none"> ○教育委員会等から学校に向けた調査・統計業務の削減 ○留守番電話の設置やメールによる連絡対応の体制整備 ○地方公共団体や教育委員会による給食費の徴収・管理 ○教員以外による学校徴収金の徴収・管理 ○県立学校事務費等訪問ヒアリングの効率化・実施頻度の見直し ○授業料等に係る業務のペーパレス化の推進 ○小中学校における学校事務職員の巡回相談 ●教員以外の者による調査・統計的回答 ●校務分掌の在り方の見直し等による業務の平準化 	<ul style="list-style-type: none"> 就学支援金事務の簡略化（保護者のオンライン登録） ○オープンハイスchoolのオンライン参加申込の実施 ○県立高校入学者選抜におけるインターネット出願システムによる一部オンライン化 ○県立学校入学者選抜の入学志願に関する書類のデジタルデータの配布（令和3年度実施済） ○電話設備自動応答システムを全県立学校 56 校に配備済 ○学校給食費の公会計化等に係る取組事例等を市町村教委に情報提供 ○就学支援金事務の簡略化（保護者のオンライン登録項目の拡充） ○預金口座振替依頼書の收受業務の削減 ○小中学校における学校事務職員の巡回相談 ●調査、統計業務の削減と併せ、業務の在り方を検討 ●教員ごとの業務量を把握し、一部の教員にのみ偏らないよう平準化
3 地域・専門人材の活用による体制整備	(1) 地域・社会への協力依頼	<ul style="list-style-type: none"> ○保護者・地域・社会・企業等へ学校の働き方改革への理解や協力を求める取組の実施 ○登下校や放課後から夜間等における見回り等、教育委員会、保護者、地域人材等の学校以外の主体が中心に対応する体制の整備 ○地域人材等との連絡調整を学校以外の主体が中心的に行うよう、教育委員会等における必要な取組の実施 ○給食時における地域人材の協力依頼 ○授業の準備や後片付け、作品展示、環境整備、また学習評価や成績処理の補助等におけるスクール・サポート・スタッフをはじめとした外部人材の活用 ○就職先の情報収集等について、キャリア教育アドバイザーや特別支援学校就労応援コーディネーターなどの外部人材等の活用 ○支援が必要な児童生徒や家庭への対応について、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、特別支援教育等の専門人材、外国人児童生徒教育コーディネーター等の専門的な人材等の活用 ○保護者等からの過剰な苦情や不当な要求に対する法的観点から指導・助言を行うスクールロイヤー等の専門家の配置 ○各学校に人材を配置するための人材バンクの整備 ○県内大学等との連携によるアシスタント等の活用 ●保護者や地域に対する、学校の働き方改革への理解や協力を求める取組の実施 ●学校行事等の準備・運営における地域人材の協力、教員OBや外部委託による負担軽減 ●PTAとの連携による業務等への協力要請 	<ul style="list-style-type: none"> ○多忙化解消周知啓発リーフレット「とやまの子どもたちがより充実した教育を受けるために」の活用 新○「教員の働き方」理解促進のための取組の検討 拡○学校への作品募集等に加え、後援名義の使用許可に際しても、教職員の負担軽減に配意するよう、主催団体への周知・依頼 ○登下校について、保護者や地域人材による学校安全パトロール隊により見守り実施 ○市町村教委担当課等を訪問し、地域学校協働活動推進員等の配置・委嘱等について依頼・助言 ○全ての市町村立小・中・義務教育学校及び特別支援学校（小・中学部）に配置 ○特別支援学校就労応援コーディネーターを富山高等支援学校、高岡高等支援学校に各 180 日配置 高等特別支援学校に障害者就労定着サポートを 140 日配置 ○キャリア教育アドバイザーを 2 地区に配置し、年間を通した継続的な就職支援を実施 ○小中学校巡回指導員を東部、西部に 1 名ずつ配置し、市町村の支援体制の整備を支援 高等学校巡回指導員を総合教育センターに 2 名配置 ○スクールカウンセラーを公立小・中・義務教育学校、県立学校拠点校に配置 ○スクールソーシャルワーカーを全中学校区（単独実施の富山市を除く）、義務教育学校及び県立学校拠点校に派遣 ○外国人児童生徒教育コーディネーターを公立小中学校に県内 3 名配置し、学校における指導体制を整備 ○県立学校や市町村教育委員会からの要請に応じ、スクールロイヤーを派遣し、法的側面から支援 ○富山県教育活動応援者ネット（富山県ひとつづくり財団）の案内 ○学校や市町村の要望に応じて、県内小学校に大学生を 200 名程度を派遣（英語学習パートナー、観察実験アシスタント、学びのアシスト 等） ○学校の要望に応じ外国人支援スタッフとして、県内小中学校に富山大学生を 7 名程度を派遣 ○小中学校への学習支援のための大学生の派遣（金沢大学を対象に追加） ●多忙化解消周知啓発リーフレット「とやまの子どもたちがより充実した教育を受けるために」による、理解と協力依頼 ●スクール・サポート・スタッフ、部活動指導員等において外部人材の活用 ●運動会や学習発表会等の学校行事への協力依頼
4 部活動の負担軽減と教職員の健康管理	(1) 部活動の負担軽減	<ul style="list-style-type: none"> ○合同部活動や、体育・スポーツ協会、総合型地域スポーツクラブ等の地域のスポーツ・文化団体、社会教育施設等との連携等の推進 ○大会・コンクール日程の把握・公表及び日程見直しの要請 ○部活動指導員をはじめとした外部人材の活用 ○週休日の部活動の大会への生徒引率を「割り振り変更」対象業務へ追加 ●合同部活動設置時の教員の負担軽減 ●体育・スポーツ協会、総合型地域スポーツクラブ等の地域のスポーツ・文化団体、社会教育施設等との積極的な連携 ●県及び市町村教育委員会が策定した部活動方針の実効性を担保するための各学校における部活動に係る活動方針の策定、ホームページ等での公表、校長による活動計画や活動実績の確認 ●学校の実情（生徒や教職員の数、部活動指導員の活用状況等）に応じた部活動や担当教職員数の適正化 	<ul style="list-style-type: none"> ○アドバイザー（大学教授）、県スポ協、学校体育団体、企業、県関係者等からなる「地域部活動検討委員会」を開催、実証事業の実施に係る課題への対応や、スポーツ・芸術文化活動に貢献する企業との連携策等の検討 ○（運動部）各都道府県の動向を注視しながら、対応を検討 (文化部) 各都道府県の動向を注視しながら、対応を検討 拡○部活動指導員の配置増 中学校 170 人（昨年 153 人） 高校 36 人（昨年 33 人） スポーツエキスパート 中学校 282 人（昨年 297 人） 高校 134 人（昨年 137 人） ○部活動の地域移行に向けた実証事業 ○週休日の部活動の大会への生徒引率を「割り振り変更」対象業務へ追加 ●原則は合同チーム、合同部活動の両校顧問が活動に参加。ただし、高校における再編校で兼務発令が出ている場合及び全国中学校体育大会において合同チームで参加する際にやむを得ない場合は、代表監督の引率許可 ●「富山県学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」に則り、部活動の内容や指導の在り方について必要な検討や見直しを実施 ●「富山県学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」に則り、必要な検討や見直しを実施
	(2) 教職員の健康管理	<ul style="list-style-type: none"> ○各学校における労働安全衛生管理体制の整備 ○ストレスチェックの適切な実施 ○学校の教職員の健康管理のための健康管理医の配置 ●学校における衛生管理者等の配置及び衛生委員会による教職員の健康障害を防止する対策等に係る調査審議 ●すべての教職員に対し、ストレスチェックの適切な実施 ●長時間勤務者や高ストレス者に対して、医師による面接指導の勧奨 ●定期健康診断等により異常が見られた者に対して、精密検査・診察を受けるよう勧奨 	<ul style="list-style-type: none"> ○「富山県教育委員会教育職員安全衛生管理規程」第 10 条により、衛生委員会を設置 ○ストレスチェック制度実施要領により実施 ○「富山県教育委員会教職員安全衛生管理規程」第 8 条により、健康管理医を配置 ●衛生管理者又は衛生推進者、及び衛生委員会を設置し、職員の健康の保持増進、健康障害の防止について協議 ●各学校において、ストレスチェックを適切に実施（全教職員が受検） ●該当者に対し、医師による面接指導の実施 ●すべての学校において、要精密検査者に対し受診を勧奨

とやま学校多忙化解消推進委員会 名簿

委 員 長	大橋 聰司	(富山経済同友会 副代表幹事)
副委員長	中村 真由美	(富山大学経済学部 教授)
委 員	相澤 誠	(富山県教職員組合 執行委員長)
	川端 康夫	(富山県商工会議所連合会 監事) (黒部商工会議所 会頭)
	木村 博明	(朝日町教育委員会 教育長)
	國香 真紀子	(富山県小学校長会 副会長)
	佐伯 真未	(富山県P T A連合会 副会長)
	島谷 武志	(島谷法律事務所 弁護士)
	関原 秀明	(富山県中学校長会 会長)
	東瀬 義人	(富山県スポーツ協会 専務理事)
	中山 洋一	(富山県高等学校教職員組合 執行委員長)
	松山 朋朗	(富山県高等学校P T A連合会 会長)
	密田 博子	(富山大学附属病院 臨床心理士)
	宮口 克志	(富山市教育委員会 教育長)
	吉田 学	(富山県高等学校長協会 副会長)

(敬称略、委員は五十音順)